指定訪問看護サービス

重要事項説明書 <介護保険>

個人情報使用同意書

株式会社Guide People 訪問看護ステーション欒~らん~ あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、 わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社Guide People
代表者氏名	森下 建一
本社所在地	大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C
(連絡先及び電	電話:06-6654-3669 070-8363-6356 050-3552-5517
話番号等)	FAX: 072-344-5397
法人設立年月日	2019年10月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション欒~らん~
介護保険指定 事業所番号	2762090633
事業所所在地	大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C
連絡先管理者名	電話:06-6654-3669 070-8363-6356 050-3552-5517 FAX:072-344-5397 管理者:森下 建一
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市(港区、大正区、住之江区、浪速区、西成区、住吉区、東住吉区、天王寺区、阿倍野区、生野区、平野区) 堺市、和泉市、高石市、泉大津市、松原市

(2) 事業の目的及び運営の方針

	1)利用者に対し、かかりつけ医から交付された訪問看護指示書に基づき、
	看護師等が訪問し看護サービスを提供することで、その心身機能の維持
	回復を行うことを目的とします。
事業の目的及び	2)可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができる
運営方針	ように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るもの
	とします。
	3)関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努
	め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日~土曜日 ※祝日・日曜日休み、12月31日~1月3日休み
営業時間	9:00~18:00 (受付時間9:00~17:30)

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日~土曜日
サービス提供時間	9:00~18:00

(5) 事業所の職員体制

	l	
管理者	森下	建一
百年日	*** '	<u>te</u>

職	聯 数 中 恋	人員数
400	職務内容 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われ	八貝奴
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
サービス提供責任者	 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤1名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うと ともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 2 利用者へ訪問看護計画を交付します。 3 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供 します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書 を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更 を行います。	常勤4名 非常勤16名
理学療法士	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤0名 非常勤0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤0名 非常勤1名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について (1)提供するサービスの内容について

<u>)提供するサービスの内容について</u>						
サービス区分と 種類	サービスの内容					
訪問看護計画の 作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。					
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (健康状態のアセスメント 全身の健康状態(体温、呼吸、脈拍、血圧、体重、筋力、視力、聴力、皮膚の 状態、意欲、意思疎通、認知・精神状態、睡眠、栄養状態、排泄状況等)のア セスメント 病状や障がいのアセスメント 日常生活に影響を及ぼす要因のアセスメント 2					
	the state of the s					

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

1 旧足切问名談人ナーン:		人=##和斯茲	ご利用者様負担額				
サービス提供区分 	算定項目 	介護報酬額	1割	2割	3割		
昼間 (8時~18時)							
20分未満 (313単位)	看護師による場合	3,480 円	348 円	696 円	1, 044円		
20分未満(282単位)	准看護師による場合	3, 135 円	314 円	627 円	941円		
30分未満(470単位)	看護師による場合	5, 226 円	523 円	1,046 円	1, 568円		
3 0 分未満(423単位)	准看護師による場合	4, 703 円	471 円	941 円	1, 411円		
3 0 分以上 (821単位)	看護師による場合	9, 129 円	913 円	1,826 円	2, 739円		
1 時間未満(739単位)	准看護師による場合	8, 217 円	822 円	1,644 円	2, 466円		
1 時間以上(1, 125単位)	看護師による場合	12,510 円	1,251 円	2,502 円	3, 753円		
1 時間 3 0 分未満 (1, 013単位)	准看護師による場合 	11,264 円	1,127 円	2, 253 円	3, 380円		
早朝(6時~8時)、	早朝(6時 ~ 8時)、 夜間(18時 ~ 22時)25%加算						
20分未満(391単位)	看護師による場合	4,347 円	435 円	870 円	1, 305円		
20分未満(353単位)	准看護師による場合	3, 925 円	393 円	785 円	1, 178円		
3 0 分未満(588単位)	看護師による場合	6,538 円	654 円	1,308円	1,962円		
30分未満(529単位)	准看護師による場合	5,882 円	589 円	1,177 円	1, 765円		
3 0分以上(1,026単位)	看護師による場合	11,409 円	1,141 円	2, 282 円	3, 423円		
1 時間未満(924単位)	准看護師による場合	10, 274 円	1,028円	2,055 円	3, 083円		
1 時間以上(1, 406単位)	看護師による場合	15, 634 円	1,564円	3, 127 円	4, 691円		
1 時間 3 O分 未満 (1,266単位)	准看護師による場合 	14,077 円	1,408 円	2,816 円	4, 224円		
深 夜 (2 2 時 ~ 6	時) 50%加算						
20分未満(470単位)	看護師による場合	5, 226 円	523 円	1,046 円	1,568円		
 20分未満(423単位)	准看護師による場合	4, 703 円	471 円	941 円	1, 411円		
3 0 分未満(705単位)	看護師による場合	7,839 円	784 円	1,568 円	2, 352円		
3 0 分未満 (635単位)	准看護師による場合	7,061 円	707 円	1,413 円	2, 119円		
3 0 分以上(1, 232単位)	看護師による場合	13,699 円	1,370円	2,740 円	4, 110円		
1 時間未満(1, 109単位)	准看護師による場合	12,332 円	1,234 円	2,467 円	3, 700円		
1時間以上(1,688単位)	看護師による場合	18,770 円	1,877 円	3, 754 円	5, 631円		
1 時間 3 O 分 未満 (1,520単位)	准看護師による場合	16,902 円	1,691 円	3, 381 円	5, 071円		

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	提供時間帯 介護報酬額	ご利用者様負担額		
リーロク使供色ガ			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 (293単位)	3, 258 円	326 円	652 円	978円
	早朝夜間 (366単位)	4,069 円	407 円	814 円	1, 221円
	深夜 (440単位)	4,892 円	490 円	979 円	1, 468円
1日に2回を超えて行う場合	昼間 (264単位)	2, 935 円	294 円	587 円	881円
	早朝夜間 (330単位)	3,669 円	367 円	734 円	1, 101円
	深夜 (396単位)	4, 403 円	441 円	881 円	1, 321円

【 病院又は診療所の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
7 こへ促灰色力			1割	2割	3割
昼 間 (8時~18	時)				
20分未満(265単位)	看護師による場合	2,946 円	295 円	590 円	884
2 0 分未満(239単位)	准看護師による場合	2,657 円	266 円	532 円	798 円
3 0 分未満(398単位)	看護師による場合	4, 425 円	443 円	885 円	1, 328円
3 0 分未満 (358単位)	准看護師による場合	3,980 円	398 円	796 円	1, 194円
3 0 分以上(573単位)	看護師による場合	6,371 円	638 円	1,275 円	1, 912円
1 時間未満(516単位)	准看護師による場合	5, 737 円	574 円	1,148 円	1, 722円
1 時間以上(842単位)	看護師による場合	9,363 円	937 円	1,873 円	2, 809
1 時間30分未満(758単位)	准看護師による場合	8, 428 円	843 円	1,686 円	2, 529P
早朝(6時~8時)、	夜間(18時 ~	2 2 時) 2	5%加算		
20分未満 (331単位)	看護師による場合	3,680 円	368 円	736 円	1, 104F
20分未満 (299単位)	准看護師による場合	3, 324 円	333 円	665 円	998F
3 0 分未満(498単位)	看護師による場合	5,537 円	554 円	1,108円	1, 662F
3 0 分未満 (448単位)	准看護師による場合	4, 981 円	499 円	997 円	1, 4 95F
30分以上(716単位)	看護師による場合	7,961 円	797 円	1,593 円	2, 389F
1 時間未満(645単位)	准看護師による場合	7, 172 円	718 円	1, 435円	2, 152
1 時間以上(1,053単位)	看護師による場合	11, 709円	1,171 円	2,342 円	3, 513
1 時間30分未満(948単位)	准看護師による場合	10, 541円	1,055 円	2,109 円	3, 163F
深 夜 (2 2 時 ~ 6	時) 50%加算				
20分未満(398単位)	看護師による場合	4, 425 円	443 円	885 円	1, 328
20分未満 (359単位)	准看護師による場合	3,992 円	400 円	799 円	1, 198
30分未満(597単位)	看護師による場合	6, 638 円	664 円	1,328 円	1, 992
3 0 分未満(537単位)	准看護師による場合	5, 971 円	598 円	1, 195 円	1, 792
3 0 分以上(860単位)	看護師による場合	9,563 円	957 円	1,913 円	2, 869
1 時間未満(774単位)	准看護師による場合	8,606 円	861 円	1,722 円	2, 582
1 時間以上 (1,263単位)	看護師による場合	14,044 円	1,405 円	2,809 円	4, 214F
1 時間30分未満(1, 137単位)	准看護師による場合	12,643 円	1, 265 円	2,529 円	3, 793

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
n± 88 ±±+	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後10時から午
時間帯	午前8時まで	午後6時まで	午後10時まで	前6時まで

【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ごえ	利用者様負担	用者様負担額	
リーこへ提供区力	异化块口	」 月後末師俄		2割	3割	
(2, 954単位)	看護師による場合	32, 848円	3, 285円	6, 570円	9, 855円	
通常の場合(月額定額制) (2,895単位)	准看護師による訪問が 1回でもある場合	32, 192円	3, 220円	6, 439円	9, 658円	
(97単位)	看護師による場合	1,078 円	108円	216円	324円	
日割計算の場合 (1日につき) (95単位)	准看護師による訪問が 1回でもある場合	1,056 円	106円	212円	317円	

(1日に 25) (90年位)	凹じもめる場				
────────────────────────────────────	 介護報酬額	利	用者負担	額	算定回数等
加弄石机	月 設 刊 的 的	1割	2割	3割	开心凹双节
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション) (574単位)	6, 382 円	639 円	1, 277円	1, 915円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (病院又は診療所) (315単位)	3, 502 円	351 円	701 円	1, 051円	1月につき
特別管理加算(I) (500単位)	5, 560円	556 円	1, 112円	1, 668円	1月につき
特別管理加算(II) (250単位)	2, 780円	278円	556円	834円	ואוכ
ターミナルケア加算 (2000単位)	22, 240円	2, 224円	4, 448円	6, 672円	死亡月に1回
初回加算 (300単位)	3, 336円	334 円	668 円	1,001円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600単位)	6, 672円	668 円	1, 335円	2, 002円	1回につき
看護·介護職員連携強化加 算 (250単位)	2, 780円	278 円	556 円	834 円	1月につき
看護体制強化加算(I) (550単位)	6, 116円	612 円	1, 224円	1, 835円	1月につき
看護体制強化加算(II) (200単位)	2, 224円	223 円	445 円	668 円	1月につき
複数名訪問看護加算(I)	2, 824円	283 円	565 円	848 円	1回につき(30分未満)
─	4, 470円	447 円	894 円	1, 341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2, 235円	224 円	447 円	671 円	1回につき(30分未満)
ー (201単位) (317単位)	3, 525円	353 円	705 円	1, 058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3, 336円	334 円	668 円	1,001円	1回につき
中山間地域等における小規 模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
要介護5の者の場合 (+800 単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,896 円	890 円	1, 780円	2, 669円	1月につき

サービス提供体 (I) (訪問看護ステージ 病院又は診療所)	レョン及び	66 円	7 円	14 円	20 円	1回につき
サービス提供体 (II) 〈訪問看護ステージ 病院又は診療所〉	ション及び	33 円	4 円	7 円	10 円	1回につき
サービス提供体 (I) 〈定期巡回・随時対 看護 事業所と連携するは 単位)	対応型訪問介護	556 円	56 円	112 円	167 円	1月につき
サービス提供体 (II) 〈定期巡回・随時対 看護 事業所と連携するは 単位)	対応型訪問介護	278 円	28 円	56 円	84 円	1月につき
新型コロナウイ への対		f定単位数 01/1000	左記の 1 割	左記の 2割	左記の 3割	1月につき (令和3年9月30日まで)

- ※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は 当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を 行った場合は、上記金額の90/100となります。
 - 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画 的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意 を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

なお、特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(I)は②~⑤に該当する状態の利用者に対して

- ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気 管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心 静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅 持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管 理を受けている状態
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

訪問看護を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認 める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。な お、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画 の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算 I は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算 II は、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの として大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】 上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供 証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居 宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

1	交通費	通常のサービス実施地域を超える場合に限り1キロ 100円の交通費が1回の利用ごとに実費負担となります。
2	キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をい ただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させてい ただきます。

24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日ご連絡の場合	1 提供当りの料金の 5 0 %を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。できる限り前々日の営業時間内に連絡を頂きますようお願いします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用 の請求方法等	1 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及び その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月 ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15 日前後に利用者あてお届け(郵送)します。
	または訪問スタッフから請求書をお渡しします。
2 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用 の支払い方法等	 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌28日までに、下 記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- ※ 事業者指定振込口座(●振込手数料は利用者様負担となります。)

口座名義	カ)ガイドピープル
振込先	池田泉州銀行 和泉中央支店(店番073)
口座番号	普通 3091908

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当す	ア	サービス担当責任者	森田	顕与
る訪問看護員の変更を希望され	1	連絡先電話番号	06-66	54-3669
る場合は、右の相談担当者まで			070-12	44-1436
ご相談ください。	ゥ	受付日及び受付時間	月~土	9:00~17:30

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人 員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行

われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成しま す。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますの で、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森下 建一
虐待防止に関する担当者	サービス担当責任者 森田 顕与

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の 保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法 律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものと します。 2 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」と いう。)は、サービス提供をする上で知り得た利用 利用者及びその家族に関する秘 者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に 密の保持について 漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契 約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を保持させるため、従業者である期間 及び従業者でなくなった後においても、その秘密を 保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし ます。

1	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等において、利用者の個人
	情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報
	についても、予め文書で同意を得ない限り、サービ
	ス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いま
	せん。

2 個人情報の保護について

- 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が 含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を 含む。)については、善良な管理者の注意をもって 管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止す るものとします。
- 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに 応じてその内容を開示することとし、開示の結果、 情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、 遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲 内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複 写料などが必要な場合は利用者の負担となりま す。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また訪問時、再三の呼びかけ(10分程度)に対して応答がない場合、指定された緊急連絡先へ連絡し 所在確認をお願いしております。ご家族により判断された場合、またはご家族に連絡が取れない 場合、救急・警察に連絡することがありますのでご了承下さい。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 公益財団法人 日本訪問看護財団

保険名 あんしん総合保険制度

補償の概要 賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービス の提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の 終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを 利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を 記載します。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏	名	(連絡先:

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

※ (例)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有 無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
	1週当りの利用	円	円		

(3) その他の費用

①交通費の有無	無 ・ 有 サービス提供1回当り…(円)
②キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - 1 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします ○まず話を詳しく聞き、不快な気持ちにさせてしまった事に対して謝罪します。
 - ○話しの内容の事実関係を確認します。5W1H(いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように)と確認させて頂きます。
 - ○今後の対応を検討してお伝えします。
 - (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション欒~らん~ 管理者 森下 建一 所在地:大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2

番3号FRONT FIELD長居東2階C

電話番号:06-6654-3669 070-8363-6356

050-3552-5517

FAX番号: 072-344-5397

受付時間:月~土曜日 9:00~17:30

【区役所(保険者)の窓口】	所 在 地
利用者の居住する区の区役所介護保険担当	電話番号 FAX番号
部署の名称:	受付時間
【市役所(保険者)の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課	電話番号:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
(指定・指導グループ)	受付時間9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し					
実施した直近の年月日		年	月	日		
実施した評価機関の名称						
評価結果の開示状況						

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所在地	大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号 FRONT FIELD長居東2階C	
事	法人名	株式会社Guide People	
業者	代表者名	森下 建一	印
111	事業所名	訪問看護ステーション欒~らん~	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所		
	氏	名	印	
/b.Tm	住	所		
	氏		印	

(メモ)

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び 事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事 業者の双方が署名又は記名(必要に応じて押印)を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくも のでなければならないことはいうまでもありません。

したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力(行為能力)が十分でない場合は、代理人(法定代理人・任意代理人)を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者 (たとえば同居親族や近縁の親族など)であることが望ましいものと考えます。

なお、<u>手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます</u>。

(例)

上記署名は、浪速 花子(子)が代行しました。

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

『訪問看護ステーション欒~らん~』では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。 これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。 なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

- 訪問看護ステーション内での利用
 - ・ご利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
 - 医療保険、介護保険請求等の事務
 - 会計、経理等の事務
 - 事故等の報告、連絡、相談
 - ・ご利用者への看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
 - その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
- ○他の事業所等への情報提供
 - ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかのサービス 事業者や居宅介護支援事業所との連携(ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利

用者

に文書で同意を得ます)、照会への回答

- その他業務委託
- 家族等介護者への心身の状況説明
- 医療保険、介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ○その他上記以外の利用目的
 - 看護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
 - ・学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される

サービス担当者会議、介護支援専門員、相談支援専門員との連絡調整、医療関係者等に おいて必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、利用関係者、 保健所または市町村または学校等の公的機関等

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

契約を証するため本書を2通作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通づつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

説明者

	住所	₹					※ ∀	'ンション・	建物名も記	載して下さ	L\
利用者(契約者)	ふりがな 氏名										
	生年月日					年齢					
	電話番号)	ノール				
緊急連絡先	^{ふりがな} 氏名		関係			電話番号: メール:					
	_										
	住所	=	一 下 ※マンション・建物名も記載して下								さい
代理人	ふりがな 氏名		印								
	利用者との関	係									
	電話番号	}			У—)	-JL					
	所在地	₹	558-0004 大阪府大阪	阪市住?	吉区長居	東4丁目	12番3号FF	RONT FI	ELD長居す	東2階C	
事業者	事業者名	i 核	株式会社Guide People								
	代表者	栽	森下建一印								
	所在地	₹	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区長居東4丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C								
	事業所名	当	訪問看護ステーション欒~らん~								
	事業所番	号 2	762090633								
事業所	管理者	栽	下 建一								
	電話番号	5号 06-6654-3669 FAX 072-344-53 070-8363-6356				 14–5397					
1	<u> </u>	-									

印